

第五條 前項以外並ニ總裁或役員ニ任シテ解任者ニハ
支給ス

第四條 臨時解任ニシテ期間ヲ定メスルニテ解任者ニハ
前項ノ旨ノ旨ニテ支給ス
第五條 月給者ハ前項ニ準ズ

別 記

別 記 (三)

- 一、規定ノ二條第一項ノ三号ノ其勤続年限三年ヲ一年以上
トシテ支給額全額ノ一ノ三分ノ一ト修ムルニテ
- 二、臨時解任支給額ヲ非常解任ノ額ト爲ス
- 三、實際日給者ニ就テ自ラトシテ一日ヲ付金三十元ヲ支給
セシキ事ト

四、解任者ニハ妻帯者ハ五千円、独身者ハ 三千円ノ
帰國旅費ヲ支給スル事ト

(五日休否日報)